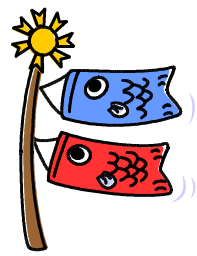


令和8年
5月



いいの
駐在所だより



茂木警察署
Tel 63-0110
飯野駐在所
Tel 63-2169

自転車の安全で適正な利用の促進について

～ 自転車に乗るときはヘルメットをかぶろう ～

「自転車とヘルメットはワンセット」を合言葉に、自転車を利用する際は、頭部保護に効果のあるヘルメットを必ず着用し、自分の命を守りましょう。



～ 命を守る反射材について ～

自転車に反射シールや反射材用品を付けることは交通事故防止に非常に有効です。

また、自分自身も靴に反射シールを貼り付けたり、反射タスキ等の反射材用品を身に着けたりするなど目立つように心掛け、周りの人や車に自分の存在を知らせましょう。

【交通反則通告制度（青切符）導入！！】

令和8年4月1日から自転車の交通違反に交通反則通告制度（青切符）が導入されました。

自転車安全利用五則等を遵守し、安全で適正な利用をしましょう。

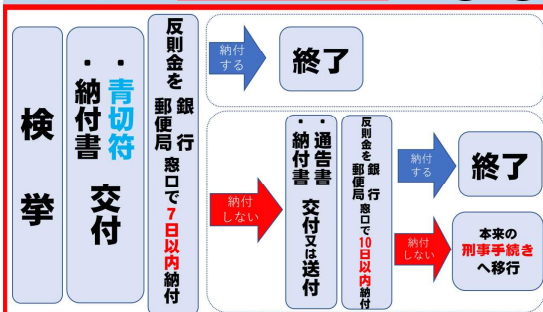
自転車違反

2026年4月1日

青切符導入

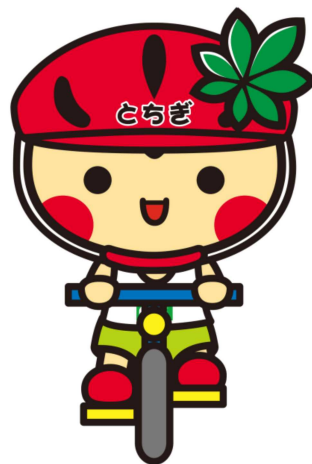


16歳以上が対象



青切符の対象となる違反行為の例

- ① 重大な事故につながる恐れが高い違反（即検挙）
・携帯電話使用等、遮断踏切立入り、自転車制動装置不良
- ② 実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まっているとき
・信号無視をして他の車両に急ブレーキをかけた
- ③ 違反を同時に2つ以上行っている（傘を差しながら信号無視）など
- ④ 警察官から指導警告されているにもかかわらず違反を行ったときなど



自転車の主な交通違反

並進走行・二人乗り 3,000円	指定場所一時不停止等 5,000円
歩道通行時の通行方法（徐行・停止）	傘差し・イヤホン使用
右側通行 6,000円	遮断踏切立入り 7,000円
信号無視	携帯電話使用等（保持） 12,000円

詳しくはこちら

TOCHIGI POLICE